

## 短期入所生活介護 利用料金表

(1) 基本料金 (併設型ユニット型個室)

介護老人福祉施設「たきべ野」

介護度	1日あたりの自己負担額 (単位: 円)										
	併設ユニット型短期生活介護 ①	機能訓練体制加算 ②	看護体制加算 ③	夜勤職員配置加算Ⅳ ④	小計 ①~④ ⑤	サービス提供体制加算 ⑥		「所得段階」	居住費 ⑦	食費 ⑧	合計 ⑤~⑧
要介護1	682	12	12	20	726	18		1	820	300	1,864
								2	820	390	1,954
								3	1,310	650	2,704
								4	2,500	1,380	4,624
2割	1,364	24	24	40	1,452	36		4	2,500	1,380	5,368
3割	2,046	36	36	60	2,178	54		4	2,500	1,380	6,112
要介護2	749	12	12	20	793	18		1	820	300	1,931
								2	820	390	2,771
								3	1,310	650	2,771
								4	2,500	1,380	6,651
2割	1,498	24	24	40	1,586	36		4	2,500	1,380	5,502
3割	2,247	36	36	60	2,379	54		4	2,500	1,380	6,313
要介護3	822	12	12	20	866	18		1	820	300	2,004
								2	820	390	2,094
								3	1,310	650	2,844
								4	2,500	1,380	4,764
2割	1,644	24	24	40	1,732	36		4	2,500	1,380	5,648
3割	2,466	36	36	60	2,598	54		4	2,500	1,380	6,532
要介護4	889	12	12	20	933	18		1	820	300	2,071
								2	820	390	2,161
								3	1,310	650	2,911
								4	2,500	1,380	4,831
2割	1,778	24	24	40	1,866	36		4	2,500	1,380	5,782
3割	2,667	36	36	60	2,799	54		4	2,500	1,380	6,733
要介護5	956	12	12	20	1,000	18		1	820	300	2,138
								2	820	390	2,228
								3	1,310	650	2,978
								4	2,500	1,380	4,898
2割	1,912	24	24	40	2,000	36		4	2,500	1,380	5,916
3割	2,868	36	36	60	3,000	54		4	2,500	1,380	6,934

注 ① 法定代理受領により当事業所の介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の負担は、介護保険給付の一割又は二割もしくは三割となります。(各保険者が交付する負担割合認定証による。)

② 居住費、食費の段階については、各市町村の認定証にてはんだんされますので、申請が必要です。

第1段階	市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	第1段階から第3段階については左記の要件のほかに「配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。」が追加されます。
第2段階	市町村民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第3段階	市町村民税非課税世帯であって、利用者負担が第2段階以外の方（課税年金収入が80万円を超えかつ266万円未満の方等）	
第4段階	上記以外の方	

- ③ 居住費は「室料」＋「光熱水費」相当で、厚生労働省から示された基準費用額を参考にしております。
- ④ 食費は「食材費」＋「調理費」相当で、厚生労働省から示された基準費用額を参考にしております。
- ⑤ 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断し、これを利用した場合は、7日を限度として200円／日が加算されます。
- ⑥ 介護者等の理由により、計画的に行うことになっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合は、7日（特別の事情の場合は14日）を限度として90円／日が加算されます。
- ⑦ 若年性認知症と診断されている方が利用された場合には、120円／日の費用が加算されます。（⑤の加算を算定している場合は算定しません。）
- ⑧ 送迎を行う場合は、片道につき184円を加算します。
- ⑨ 第4段階の居住費については、この範囲内で契約時に確認し明記します。
- ⑩ 日常生活機能の維持を目的に個別機能訓練を実施する場合は、56円／日が加算されます。

第4段階 居住費 円／日

(2) その他の料金（介護保険給付以外の料金）

項目	内容
特別の食事サービス	要した費用の実費 ただし、介護保険給付の食事代とは別料金になります。
金銭管理・行政手続き代行サービス	要した費用の実費
日常生活に要する費用	レクリエーション費用：レクリエーションの実施に係る費用 個人持ち込み電気製品・器具の電気料：1日あたり10円／台 入所者個人に必要な介護用品：物品購入の実費
理容サービス	要した費用の実費

- 注 ① 日常生活に要する費用のうち、電気料1日あたり10円／台の算出根拠は、近隣施設の同様費用を参考にしました。
- ② このほかに必要時に雑費をいただくことがあります。